

第1回社会保障審議会児童部会 議事次第

〔平成13年12月4日(火)
15:30~17:30
場所:厚生労働省共用第7会議室〕

○ 議事

1. 開会
2. 委員及び事務局紹介
3. 部会長選出及び部会長代理指名
4. 部会の公開について
5. 部会の進め方等について
6. 委員自己紹介(児童問題に対する見解)
7. 子どもの福祉を巡る状況に関する自由討議
8. 閉会

[配布資料]

- 資料1 社会保障審議会児童部会名簿
資料2 社会保障審議会関係法令・規則
資料3 社会保障審議会について
資料4 社会保障審議会児童部会について
資料5 子どもの福祉をめぐる状況

[参考資料]

- 参考1 最近の児童家庭施策に対する各種審議会等からの指摘事項
参考2 児童福祉法改正の概要
参考3 少子化への総合的な対応について
参考4 社会保障を取り巻く現状
参考5 平成14年度 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 概算要求の概要
参考6 平成13年度 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 補正予算の概要

社会保障審議会児童部会名簿

13.12.04 現在

氏 名	役 職
阿藤 誠	国立社会保障・人口問題研究所長
網野 武博	上智大学教授
岩男 壽美子	武藏工業大学環境情報学部教授 慶應義塾大学名誉教授
遠藤 俊子	山梨県立看護大学看護学部教授
大日向 雅美	恵泉女子大学人文学部教授
柏女 露峰	淑徳大学社会学部教授・社会福祉学科長
津崎 哲郎	大阪市健康福祉局福祉本部児童心理等担当部長
服部 祥子	大阪人間科学大学人間科学部教授
堀 勝洋	上智大学法学部教授
松原 康雄	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
無藤 隆	お茶の水女子大学生活科学部教授
山崎 高哉	京都大学大学院教育学研究科教授
渡辺 久子	慶應義塾大学医学部小児科学教室専任講師

社会保障審議会関係法令・規則

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）、健康保険法（大正十年法律第七百二十三号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(組織)

- 第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任期)

- 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- (委員の任期等)
- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所掌事務
統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。
医療分科会 福祉文化分科会	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百二十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処

介護給付費分科会

理すること。

介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）及び介護保

険法施行法（平成九年法律第一百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

医療保険保険料率分科会

健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

年金資金運用分科会

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会に置かれる部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

かじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部

企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課

六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用

指導課

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。

○ 社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）第十一條の規定に基づき、この規則を制定する。

（会議）

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に關係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮つて部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（諮問の付議）

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

（分科会及び部会の議決）
第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができます。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とができる。
2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聬人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができるものとする。

（議事録）

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

（議事録に記載するものとす）

1 会議の日時及び場所
2 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
3 議事録に記載するものとす。

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とができる。
3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、
分科会に諮つて部会を設置することができる。

2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けた
ときは、当該付議を前項の部会に付議することが
できる。

3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、
分科会の議決とすることができる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以
上の部会を合同して調査審議させることができ
る。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認め
るとときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員
会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科
会及び部会に準用する。この場合において、第一
条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分
科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部
会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会
にあつては「当該分科会に属する委員」、部会に
あつては「当該部会に属する委員」と、「議事に
関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、
分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委
員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、
部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及
び

専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替
えるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分
科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会
長、分科会長又は部会長が定める。

社会保障審議会について（概要）

1 今回の審議会の整理合理化の方針

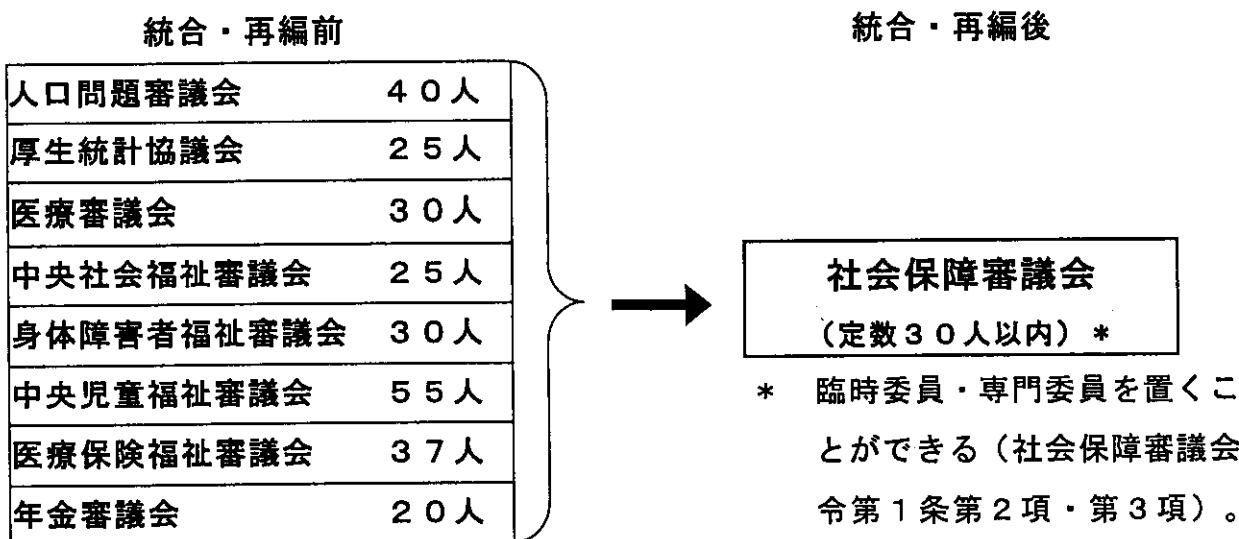
- 審議会については、今回の中省庁再編に伴い、政府の統一方針として、政策審議・基準作成機能を持つものは原則として廃止し、法令による必要的付議事項や基本的な政策を審議するものについて数を限定して存置する（中央省庁等改革の推進に関する方針 11年4月）こととされた。

2 社会保障関係の審議会について

- 社会保障関係の22審議会については8審議会に統合再編。
 - (1) 基本的な政策を審議する2つの審議会
(社会保障審議会及び厚生科学審議会)
 - (2) 行政の執行過程における基準の作成、行政処分、不服審査等に係る事項を審議する6つの審議会
(疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会)

3 社会保障審議会について

1. 社会保障審議会については、8審議会（次ページ参照）の機能について、
 - ・ 再編前の審議会における法律又は政令による必要的付議事項を見直した上で、
 - ・ 社会保障制度・人口問題の基本的な事項について審議する審議会として設置。



<参考> 社会保障審議会の所掌事務（厚生労働省設置法第7条）

- 1 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議する。
- 2 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議する。
- 3 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べる。
- 4 各法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2. 審議会に、6分科会を設置（社会保障審議会令第5条）。

- ① 医療分科会（特定機能病院の承認等）
- ② 福祉文化分科会（優良図書の推薦等）
- ③ 医療保険保険料率分科会（標準報酬最高等級・保険料率変更）
- ④ 介護給付費分科会（介護給付費支給基準等）
- ⑤ 年金資金運用分科会（年金資金運用指針、運用実績報告）
- ⑥ 統計分科会（統計の総合的企画等）

3. 審議会には、部会を置くことができる（社会保障審議会令第6条）。